第21号議案

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和5年3月1日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(加東市立へき地保育所条例の一部改正)

第1条 加東市立へき地保育所条例(平成20年加東市条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(保育児童の範囲)	(保育児童の範囲)
第3条 へき地保育所で保育する児童は、次の各号のいずれかに	第3条 へき地保育所で保育する児童は、次の各号のいずれかに
該当するものとする。	該当するものとする。
(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」	(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」
という。) <u>第19条第1項第2号</u> に掲げる小学校就学前子ども	という。) <u>第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子ども

- (2) 保育を実施する初日において満1歳以上の法<u>第19条第</u> 1項第3号に掲げる小学校就学前子ども
- (2) 保育を実施する初日において満1歳以上の法<u>第19条第</u> 3号に掲げる小学校就学前子ども

(加東市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第2条 加東市子ども・子育て会議条例(平成25年加東市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
(設置)	(設置)
第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下	第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下
「法」という。) <u>第77条第1項</u> の規定に基づき、加東市子ども・	「法」という。) <u>第72条第1項</u> の規定に基づき、加東市子ども・
子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。	子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年加東市条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正前	改 正 後
第1節 利用定員に関する基準	第1節 利用定員に関する基準
第4条 〔略〕	第4条 〔略〕
2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設	2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設
の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ご	の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ご
との利用定員を定めるものとする。ただし、法 <u>第19条第1項第</u>	との利用定員を定めるものとする。ただし、法 <u>第19条第3号</u> に

- 3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に 満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子 どもに区分して定めるものとする。
- (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就 学前子どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前 子どもの区分
- (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前 子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの 区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 [略]

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下こ の項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項 第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施 設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当 する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施 設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の 総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により 決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に 関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により 選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下こ │ 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下こ

- 掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たな い小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに 区分して定めるものとする。
- (1) 認定こども園 法第19条各号に掲げる小学校就学前子 どもの区分
- (2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども の区分
- (3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども の区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 「略〕

- 2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下こ の項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号 に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現 に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を 超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定す る方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する 理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考し なければならない。

の項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項 第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教 育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの 総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げ る小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場 合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度 及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認め られる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選 考するものとする。

4 • 5 [略]

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 [略]

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下こ の項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ど もに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第 24条第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適 用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に 対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められ | 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められ た場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する

の項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号 又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保 育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、 当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学 校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合にお いては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家 族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる 教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考する ものとする。

4 • 5 「略〕

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 「略〕

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下こ の項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係 る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条 第3項(同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する 場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、 できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

た場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する

支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 「略〕

2 · 3 [略]

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定 教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各 号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受 けることができる。

(1) • (2) 〔略〕

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定 子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教 育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市 町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額 未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ど

支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等を確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 [略]

2·3 [略]

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定 教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各 号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受 けることができる。

(1) · (2) 「略〕

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定 子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教 育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市 町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額 未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該

もに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

- (イ) 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定 子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年 修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支 援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子 どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以 上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するも のに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)
 - (ア) 法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
 - (イ) 法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基 準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である 者を除く。)である者

ウ〔略〕

(4) • (5) 「略〕

当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

- (イ) 法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円 (令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)
- イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)
 - (ア) 法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ど も又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者 及び2番目の年長者である者を除く。)である者
 - (イ) 法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ど も (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除 く。) である者

ウ〔略〕

(4) · (5) [略]

5 • 6 [略]

(特定教育・保育の取扱方針)

応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前 子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に 行わなければならない。

(1) · (2) 「略]

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第 26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚 園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 「略〕

2 [略]

(運営規程)

の重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」とい う。)を定めておかなければならない。

 $(1) \sim (3)$ 「略]

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めて いる施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。) 及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)~(11) 「略]

(特別利用保育の基準)

「略〕 5 · 6

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に 応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前 子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に 行わなければならない。

(1) • (2) 「略〕

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第 26号)第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定め る幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 「略〕

「略〕

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営について 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営について の重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」とい う。)を定めておかなければならない。

 $(1) \sim (3)$ 「略]

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げ る小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施 設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び 時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5) \sim (11) 「略]

(特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法<u>第19条第1項第1</u> 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費には特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費には特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」

とあるのは「同号又は<u>同項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法<u>第19条第1項第2</u> 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

とあるのは「同号又は<u>同条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。

(特別利用教育の基準)

- 第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
- 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提 供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給 付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節 (第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。 この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第1 9条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利 用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学 前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に 掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ど も」と、「特定教育・保育施設の同号」を「特定教育・保育施設 の同項第1号 と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号 に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大 臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号 イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育 給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ (イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給 付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第1節 利用定員に関する基準

第37条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特 定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所 (以下「特定地域型保育事業所」という。) ごとに、法第19条 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提 供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給 付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節 (第6条第3項及び第7条第2項を除く。) の規定を適用する。 この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第1 9条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申 込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、 「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子ども | とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「特定 教育・保育施設の同号」を「特定教育・保育施設の同条第1号」 と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」と あるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基 準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教 育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ど も(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・ 保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特 別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

第1節 利用定員に関する基準

第37条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特 定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所 (以下「特定地域型保育事業所」という。) ごとに、法第19条 第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法<u>第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、

第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育事業を行う事業所にあっては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあっては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 [略]

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法<u>第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保

教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 • 4 「略〕

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第1項第1号</u>に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第 1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければな らない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法<u>第</u>19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域 型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域

育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘 案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育 認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 • 4 「略〕

(特別利用地域型保育の基準)

- 第51条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法<u>第</u>19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域 型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域

型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第3 0条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項におい て同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2 項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第1 0条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第 23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の 規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の 申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子 ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども (特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において 同じ。)」とあるのは「同号又は第3号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定 により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特 定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを 含む。)」と、「同号に掲げる」とあるのは「同項第3号に掲げる」 と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族 等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう」とあるの は「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地 域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考 その他公正な方法で」と、第43条第1項中「教育・保育給付認

型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第3 0条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項におい て同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2 項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第1 0条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第 23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の 規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の 申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもし とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小 学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあ るのは「同号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定 利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域 型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子 どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号 に掲げる」とあるのは「同条第3号に掲げる」と、「教育・保育 給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案 し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認 定子どもが優先的に利用できるよう」とあるのは「抽選、申込み を受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者 の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方 法で」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあ 定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

- 第52条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型 保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法<u>第</u> 19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用 している<u>同項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域

るのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

- 第52条 特定地域型保育事業者が法<u>第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法<u>第</u> 19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している<u>同条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保

型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域 型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域 型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それ ぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合におい て、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは 「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに 限る。) に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第 2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第 30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定し た費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げ る費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定 満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認 定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを 除く。)に要する費用」とする。

育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域 型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域 型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それ ぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合におい て、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは 「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限 る。) に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2 項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第3 0条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した 費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる 費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満 3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定 子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除 く。) に要する費用」とする。

備考 表中の [] の記載は注記である。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第21号議案 要旨

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定(要旨)

1 制定理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第76号) の公布により、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)及び学校教育法(昭和 22年法律第26号)の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものである。

2 制定内容

- (1) 加東市立へき地保育所条例の一部改正(第1条関係) 子ども・子育て支援法の改正に伴う引用規定の項ずれを改めること。(第3条)
- (2) 加東市子ども・子育て会議条例の一部改正(第2条関係) 子ども・子育て支援法の改正に伴う引用規定の条ずれを改めること。(第1条)
- (3) 加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正(第3条関係)

ア 子ども・子育て支援法の改正に伴う引用規定の項ずれを改めること。(第4条、第6条~第8条、第13条、第20条、第35条~第37条、第39条、第51条及び第52条)

イ 学校教育法の改正に伴う引用規定の項ずれを改めること。(第15条)

3 施行期日 令和5年4月1日